MORITA

第83回
定時株主総会招集ご通知

日時

平成28年６月29日（水曜日）午前10時

場所

大阪市中央区南船場４－３－２
御堂筋ＭＩＤビル３階
ＴＫＰ大阪心斎橋カンファレンスセンター

株式会社モリタホールディングス
証券コード 6455

目　次

招集ご通知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

（添付書類）
事業報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
1. 企業集団の現況に関する事項 ・・・・・・・・・・・・ 3
2. 会社の株式に関する事項 ・・・・・・・・・・・・・・ 9
3. 会社の新株予約権等に関する事項 ・・・・・・・・・・ 9
4. 会社役員に関する事項 ・・・・・・・・・・・・・・・10
5. 会計監査人の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・11
6. 会社の体制及び方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・13

連結貸借対照表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
連結損益計算書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
連結株主資本等変動計算書・・・・・・・・・・・・・・・20
連結注記表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本 ・・・30

貸借対照表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・32
損益計算書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・33
株主資本等変動計算書・・・・・・・・・・・・・・・・・34
個別注記表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・36
会計監査人の監査報告書 謄本 ・・・・・・・・・・・・・43
監査役会の監査報告書 謄本 ・・・・・・・・・・・・・・45

株主総会参考書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・47
第１号議案　剰余金の処分の件・・・・・・・・・・・・47
第２号議案　定款一部変更の件・・・・・・・・・・・・47
第３号議案　取締役５名選任の件・・・・・・・・・・・51
第４号議案　取締役及び監査役の報酬額改定の件・・・53

証券コード6455
平成28年６月７日

株　主　各　位

大阪市中央区道修町三丁目６番１号
株式会社モリタホールディングス
代表取締役会長　中島正博

第83回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第83回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、平成28年６月28日（火曜日）午後５時40分までに到着するよう折返しご送付いただきたくお願い申しあげます。

敬　具

記

1. 日　時　平成２８年６月２９日（水曜日）午前10時

2. 場　所　大阪市中央区南船場４－３－２御堂筋ＭＩＤビル３階
ＴＫＰ大阪心斎橋カンファレンスセンター

3. 会議の目的事項

報告事項
1. 第83期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第83期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件

第２号議案　定款一部変更の件

第３号議案　取締役５名選任の件

第４号議案　取締役及び監査役の報酬額改定の件

4. 招集にあたっての決定事項

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方１名を代理人として、株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎株主総会参考書類及び添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.morita119.com）に掲載させていただきます。

（添付書類）

事　業　報　告

（自　平成27年４月１日
至　平成28年３月31日）

1.　企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府や日銀の経済・金融政策により企業業績や雇用環境の改善など、景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。一方で、中国をはじめとする世界経済の減速に加え、年初以降は円高・株安が急速に進むなど、不安定な金融市場の影響により、景気は先行き不透明な状況が続いております。

このような環境のもと、当社グループは持続的成長を目指し、積極的な営業展開に加え、原価低減の推進を図るとともに、新製品の開発に取り組んでまいりました。また、消防車輌事業のグローバル展開を加速させるため、平成28年１月29日にフィンランドのBRONTO SKYLIFT OY ABを子会社化いたしました。

当連結会計年度の業績につきましては、売上高は前期比3,368百万円減少し、68,574百万円（4.7%減）となり、営業利益は、前期比722百万円減少し、7,517百万円（8.8%減）、経常利益は、前期比252百万円減少し、8,123百万円（3.0%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は、関係会社株式売却損600百万円、投資有価証券評価損572百万円を計上したこともあり、前期比172百万円減少し、4,537百万円（3.7%減）となりました。

セグメント別の概況は次のとおりであります。

消防車輌事業は、高いマーケットシェアを維持しているものの、国内需要が端境期となったこともあり、前期比では売上高は5,507百万円減少し、32,820百万円（14.4%減）、セグメント利益は1,534百万円減少し、4,176百万円（26.9%減）となりました。

防災事業は、パッケージ型自動消火設備「スプリネックス」の販売が順調に推移したことにより、前期比では売上高は1,515百万円増加し、19,940百万円（8.2%増）、セグメント利益は249百万円増加し、1,780百万円（16.3%増）となりました。

産業機械事業は、製品の受注及び販売が順調に推移したことにより、前期比では売上高は463百万円増加し、5,953百万円（8.4%増）、セグメント利益は195百万円増加し、420百万円（86.8%増）となりました。

環境車輌事業は、需要が堅調に推移したことに加え、原価低減を進めたことにより、前期比では売上高は160百万円増加し、9,859百万円(1.7%増)、セグメント利益は356百万円増加し、1,134百万円（45.8%増）となりました。

(2) 対処すべき課題

当社グループは、経営資源の最適な配分により、事業競争力を最大限に引き出し、企業価値の最大化に取り組んでまいります。

当社グループにおける経営課題及び対応方針は以下のとおりであります。

① 市場変化への柔軟な対応

変化の激しい市場の動向に迅速かつ柔軟に対応していくために、顧客ニーズを的確に把握し、他社に先んじた戦略を立案してまいります。

企業収益を確保し、成長し続けるためには、他社に真似のできない競争優位性の高い製品の開発、周辺事業の開拓、創出により、従来とは異なる成長分野を生み出すことが重要な課題であると認識しております。

② 構造改革の推進

グループ内事業の再編、不採算事業の精査を行うとともに、間接部門を含めた生産性向上と人員の最適化を推進してまいります。

③ 持続的成長に向けた投資

当社グループの経営資源を適切に配分し、設備投資、事業提携、M&Aといった判断をタイムリーに行うとともに、次代を担う人材の獲得・育成に力を注いでまいります。

④ ガバナンスの強化

グループ全体のガバナンス体制強化の一環として、グループのコンプライアンス体制の一層の強化を図るため、「コンプライアンス委員会」を設置しており、教育・啓蒙活動を展開し、法令遵守の徹底を図るとともに、全グループ従業員に対する会社のコンプライアンス方針の周知徹底に引き続き取り組んでまいります。

当社では、持続的成長に向けた投資の一環としまして、将来のグローバル展開を見据え、平成28年１月にフィンランドのBRONTO SKYLIFT OY ABの株式取得を完了いたしました。当社の消防車輌事業では、これまで国内シェアの拡大等により業績の向上を図ってまいりましたが、今後は同社の技術や販路を有効に活用することにより、海外事業の更なる拡大に取り組んでまいります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度の主要な資金調達としては、当社が金融機関よりBRONTO SKYLIFT OY ABの買収資金として110億円の短期借入を実施いたしました。

(4) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資につきましては、生産拠点集約のための工場建設、生産設備の合理化など総額3,559百万円の設備投資を実施いたしました。

(5) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(6) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(7) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(8) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

① 当社の連結子会社である株式会社モリタは、平成27年９月14日付で上海金盾特種車輌装備有限公司の全持分を売却いたしました。これに伴い、上海金盾特種車輌装備有限公司を持分法適用の範囲から除外しております。

② 当社は、平成27年12月10日付で四川森田消防装備製造有限公司の全持分を売却いたしました。これに伴い、四川森田消防装備製造有限公司を持分法適用の範囲から除外しております。

③ 当社は、平成28年１月29日付でBRONTO SKYLIFT OY ABの全株式を取得し、同社及びその子会社５社を連結子会社といたしました。

(9) 財産及び損益の状況の推移

区　　分	第80期 (24/4～25/3)	第81期 (25/4～26/3)	第82期 (26/4～27/3)	第83期 (27/4～28/3) (当連結会計年度)
受　注　高(百万円)	49,315	55,377	57,635	54,554
売　上　高(百万円)	67,140	71,666	71,943	68,574
経 常 利 益(百万円)	6,429	6,983	8,375	8,123
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	2,867	3,527	4,709	4,537
1株当たり当期純利益　(円)	64.31	78.91	102.12	100.18
総　資　産(百万円)	78,133	85,553	88,539	99,947

(注)　1株当たり当期純利益は期中平均株式数により計算しております。

(10) 重要な子会社の状況

①　重要な子会社の状況

会　社　名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社　モ　リ　タ	1,000百万円	100%	消防車の製造、販売
モリタ宮田工業株式会社	100百万円	100	消火器、消火設備等の製造、販売
株式会社　モリタ環境テック	100百万円	100	環境機器の製造、販売及び環境プラントの設計、施工
株式会社　モリタエコノス	400百万円	100	環境保全車輌の製造、販売
株式会社　モリタテクノス	100百万円	100	消防車のオーバーホール
BRONTO　SKYLIFT　OY　AB	1,555千ユーロ	100	屈折はしご付消防車及び高所作業車の製造、販売
株式会社　北海道モリタ	30百万円	50	消防車の製造、販売

(注) 1. 連結決算の対象会社は、当社及び連結子会社15社であります。
2. 当連結会計年度において、BRONTO SKYLIFT OY AB及びその子会社５社を連結子会社といたしました。

②　事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(11) 主要な事業内容

当社の企業集団は、消防車、消火器、防災設備、環境保全車輌及び環境機器の製造販売並びに環境プラントの設計施工を主な内容として、さらに各事業に関連する製品・部品の製造及びサービス等の事業活動を展開しております。

セグメント	主要製品
消防車輌事業	はしご付消防ポンプ自動車、化学消防ポンプ自動車、普通消防ポンプ自動車
防災事業	消火器、防災設備、その他防災関係製品
産業機械事業	リサイクル処理施設、各種ごみ処理施設、スクラップ処理施設、スクラップ処理機械
環境車輌事業	衛生車、塵芥車、各種環境保全車輌

(12) 主要な営業所及び工場

① 当社

大阪本社　　大阪市中央区道修町三丁目６番１号
東京本社　　東京都港区西新橋三丁目25番31号

② 子会社

株式会社モリタ

本社	兵庫県三田市
東京本社	東京都港区
営業拠点	仙台支店［仙台市］、名古屋支店［名古屋市］、関西支店［兵庫県三田市］、福岡支店［福岡市］
生産拠点	三田工場［兵庫県三田市］

モリタ宮田工業株式会社

本社	神奈川県茅ヶ崎市
東京本社	東京都港区
営業拠点	東北営業部［仙台市］、中部営業部［名古屋市］、関西営業部［大阪市］、西日本営業部［福岡市］
生産拠点	茅ヶ崎工場［神奈川県茅ヶ崎市］、栗原工場［宮城県栗原市］、上野事業所［三重県伊賀市］

株式会社モリタ環境テック

本社	千葉県船橋市
営業拠点	東日本営業部［千葉県船橋市］、西日本営業部［大阪市・名古屋市・福岡市］
生産拠点	船橋工場［千葉県船橋市］

株式会社モリタエコノス

本　　社	大阪府八尾市
営業拠点	仙台支店［仙台市］、埼玉支店［埼玉県上尾市］、千葉支店［千葉市］、東京支店［東京都江東区］、神奈川支店［横浜市］、名古屋支店［名古屋市］、関西支店［大阪府八尾市］、広島支店［広島市］、四国支店［高松市］、福岡支店［福岡県大野城市］
生産拠点	本社工場［大阪府八尾市］

株式会社モリタテクノス

本　　社	兵庫県三田市
営業拠点	東日本営業部［千葉県船橋市・仙台市］、中部営業部［名古屋市］、西日本営業部［兵庫県三田市］、福岡営業部［福岡市］
生産拠点	三田工場［兵庫県三田市］、関東工場［千葉県船橋市］

BRONTO SKYLIFT OY AB

本　　社	フィンランド共和国タンペレ市
生産拠点	タンペレ工場[タンペレ市]、ポリ工場[フィンランド共和国ポリ市]

(13) 従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,736名	350名増

(注)　主な増加理由は、BRONTO SKYLIFT OY AB及びその子会社５社を連結子会社化したことに伴い、消防車輌事業の従業員数が増加したことによるものです。

(14) 主要な借入先及び金額

借　入　先	借入金残高
	百万円
株式会社みずほ銀行	7,150
株式会社三井住友銀行	1,630
第一生命保険株式会社	1,300

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 180,000,000株

(2) 発行済株式の総数 46,918,542株（自己株式1,678,115株を含む）

(3) 株主数 4,998名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
第一生命保険株式会社	3,265	7.22
モリタ取引先持株会	2,495	5.52
株式会社みずほ銀行	2,087	4.62
三井住友信託銀行株式会社	2,082	4.60
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	2,048	4.53
株式会社三井住友銀行	2,007	4.44
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,759	3.89
エア・ウォーター株式会社	1,730	3.82
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE-HCR00	1,557	3.44
モリタ従業員持株会	910	2.01

（注） 持株比率は自己株式（1,678,115株）を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、会社法第165条第２項及び当社定款第32条の定めにより、平成26年12月19日開催の取締役会の決議に基づき、当期において次のとおり自己株式を取得いたしました。

取得株式	普通株式	244,100株
	取得価額の総額	279,409,300円
	取得を必要とした理由	資本効率の向上と機動的な資本政策の遂行のため

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成28年３月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	中島正博	㈱モリタ　代表取締役会長 ㈱モリタエコノス　代表取締役会長 ㈱モリタテクノス　代表取締役会長 BRONTO SKYLIFT OY AB 取締役会議長
代表取締役社長	尾形和美	㈱モリタ　代表取締役社長
取締役	前畠幸広	㈱モリタ　代表取締役副社長
取締役	川口和三	
取締役	松尾徹	
常勤監査役	浅田栄治	
常勤監査役	佐々木純	
常勤監査役	高野祐介	
監査役	太田将	㈱アセントパートナーズ代表取締役

（注）1. 川口和三、松尾徹の両氏は、社外取締役であります。
2. 高野祐介、太田将の両氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役　高野祐介氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役　太田将氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 社外取締役　川口和三、松尾徹の両氏は、㈱東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
6. 社外監査役　太田将氏は、㈱東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
7. 当期中の取締役及び監査役の異動は次のとおりであります。
(1) 新任
代表取締役社長　尾形和美（平成27年６月26日）
取締役　松尾徹（平成27年６月26日）
監査役　太田将（平成27年６月26日）
(2) 退任
取締役　北村賢一（平成27年６月26日　任期満了）
取締役　土谷和博（平成27年６月26日　任期満了）
監査役　松村和宜（平成27年６月26日　任期満了）

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役	７名	78百万円（うち社外取締役	２名　10百万円）
監査役	５名	39百万円（うち社外監査役	３名　16百万円）

（注）報酬等の額には、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額26百万円（取締役５名に対して23百万円、監査役３名に対して3百万円）が含まれております。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

該当事項はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

取締役会等への出席状況及び発言状況

区　分	氏　　名	出席状況及び発言状況
取　締　役	川　口　和　三	当期開催の取締役会16回全てに出席し、主に経営者としての豊富な経験及び見識等から、必要な発言を行っております。
取　締　役	松　尾　　徹	昨年６月に取締役に就任した後に開催の取締役会13回全てに出席し、主に報道機関で培われた豊富な経験及び幅広い見識から、必要な発言を行っております。
監　査　役	高　野　祐　介	当期開催の取締役会16回及び監査役会16回全てに出席し、主に金融機関での豊富な経験から、必要な発言を行っております。
監　査　役	太　田　　将	昨年６月に監査役に就任した後に開催の取締役会13回及び監査役会11回全てに出席し、主にコンサルタント機関での豊富な知識と経験から、必要な発言を行っております。

（注） 上記のほか、会社法第370条及び当社定款第22条の規定に基づき、取締役会の決議があったものとみなす書面決議が３回あります。

④ 当社子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

１名　　1百万円

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬額の同意について

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や監査報酬の見積り根拠などを検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

(3) 当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法第２条第１項の業務に係る報酬等の額　31百万円

(4) 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

35百万円

（注）1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額には金融商品取引法に基づく監査に対する報酬を含めております。

2. 当社の重要な子会社のうち、BRONTO SKYLIFT OY ABは当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。当該解任をした場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に開催される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、監査役会が会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 内部統制システム構築の基本方針

当社は、『当社は、心を込めたモノづくりと、絶えざる技術革新によって、「安全で住みよい豊かな社会」に貢献し、真摯な企業活動を通じて社会との調和を図ります』という企業理念に基づき、当社グループの業務の適正を確保するため、その構築に関する基本方針を以下のとおり定めております。

① 当社及び当社子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、当社が制定した「モリタグループ　コンプライアンス基本方針」に基づき、これを実行化する組織や規程を整備することで、取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を整えている。

(イ)コンプライアンスを統括する組織として、当社及び主な子会社に、コンプライアンス委員会を設置している。

(ロ)当社代表取締役を委員長とするコンプライアンス委員会は独立して、内部通報等により明らかになったリスク情報に関し、事実関係調査、対応の決定、取締役会への報告、フィードバック、会社への報告、再発防止策の提案・実行等を担う。

(ハ)当社管理サービス本部に法務室を設置し、コンプライアンス委員会の事務局として、当社グループ各社の統制窓口になるとともに、当社グループの全役職員に対し、それぞれがコンプライアンスを自らの問題として捉え、業務にあたるよう指導する。

(ニ)取締役会は、「取締役会規則」を設けて取締役会決議事項の付議基準を明確に定め、これに則り会社の業務執行を決定する。

(ホ)代表取締役は、取締役会から委任された会社の業務執行の決定を行うとともに、かかる決定、取締役会決議やその他の社内規則に従い職務を執行する。

(ヘ)取締役会が取締役の職務の執行を監督するため、取締役は、会社の業務執行状況を取締役会で報告し、他の取締役の職務執行を相互に監督する。

(ト)取締役の職務執行状況は、監査役監査基準及び監査方針・監査計画に基づき監査役の監査を受ける。

(チ)リスク情報の早期発見と不正抑制効果を高めるため、当社に内部通報窓口を設置し、内部通報があった場合、コンプライアンス委員会は事実関係調査、対応の決定、報告、再発防止策の提案・実行等を担う。
(リ)綱紀委員会を年２回定期的に開催し、法令や社内規則に違反した当社グループの役職員への制裁措置を決定している。

② 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

(イ)取締役は、職務執行にかかる電磁的記録を含む文書、その他の重要な情報を、法令及び社内規定に基づき適正に保存、管理する。
(ロ)監査役は、取締役の職務執行にかかる文書等情報の保存及び管理について、関連諸規定に準拠して実施されているかについて監査し、必要に応じて取締役会に報告する。
(ハ)取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧することができる。

③ 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(イ)当社グループの各部署長は、自部署の業務フロー図を整備し、フロー図のなかで内在するあらゆるリスクを把握、分析、評価した上で適切な対策を実施するとともに、かかるリスクマネジメント状況を定期的に見直す。
(ロ)営業活動に伴い発生する債権回収リスクについては、「売掛債権管理の憲法」を設けて、各社、各部門ごとに詳細な基準を設けることで、不良債権の発生を未然に防ぐとともに、発生後の適切な管理に努める。
(ハ)当社経営企画室には、当社グループ各社から月次で業務執行報告が届き、これにより組織横断的なリスク状況を総括的に管理している。

④ 当社及び当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(イ)当社においては取締役会を毎月１回定期的に開催し、緊急決議を要する場合には、臨時取締役会を開催している。また、子会社においても取締役会を定期的に開催し、取締役会規程に基づき経営に関する重要事項について決議している。
(ロ)変化の激しい経営環境に機敏に対応するため、当社及び主な子会社の代表者及び本部長クラスの取締役、執行役員による早朝会議を原則として毎週１回開催し、各社、担当部門の業務執行状況の報告や決裁事項の詳細なる説明をしている。

⑤　当社子会社の取締役等の職務の執行にかかる事項の当社への報告に関する体制並びに当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(イ)当社管理サービス本部の下に関連事業室を設置し、当社グループ各社から業績や経営状況について経営企画室と連携して定期的に報告を受け、必要に応じて取締役会に報告している。また、連結対象子会社とは、四半期決算ごとに連絡会議を設けて、適正な決算業務の運営に努めている。
(ロ)当社グループ各社の取締役や監査役に当社の役職員を非常勤で兼務させ、取締役会等重要な会議への出席によって、情報を取得している。
(ハ)当社の監査役は、計画的に当社グループ各社の監査に赴き、子会社等の業務執行状況を監査している。
(ニ)当社の社長直轄の監査室は、計画的に当社グループ各社の業務監査を実施し、法令や社内規則に則って適正に業務が行われているかを監査している。

⑥　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合に備え、「業務分掌規程」において、内部業務監査を担当している監査室のスタッフが監査役を補助する業務も兼任するように明確にしている。

⑦　前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(イ)監査室スタッフの人事については、常勤監査役の事前の同意を得ることで、取締役からの独立性を確保している。
(ロ)監査役の職務を補助する監査室スタッフに対する指揮命令権限は、その業務の範囲内においては、監査役または監査役会に帰属するものとし、取締役、執行役員及びその他の使用人は指揮命令権限を有しない。

⑧　当社及び当社子会社の取締役等及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制

(イ)当社グループ各社の業務執行を担当する取締役及び執行役員は、定期的に開催される取締役会において、担当部門の業務執行報告を行い、監査役は常に取締役会に出席してその報告を受ける。

(ロ)当社グループ各社の取締役等及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは直ちに監査役に報告する。
(ハ)内部通報制度により使用人から通報を受け付けた場合は、コンプライアンス委員会が通報された事実関係の調査にあたる。また、コンプライアンス委員会には監査役も委員として参画し、不正事故情報についても早期に監査役に報告できる体制を整えている。

⑨　前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループの取締役等及び使用人が監査役への報告を行った場合、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する旨をコンプライアンス規定に定めている。

⑩　監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理にかかる方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払または償還等の請求をしたときは、当該請求にかかる費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

⑪　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(イ)監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程や業務の執行状況を把握するため、当社グループ各社の定期的な報告会議等に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要文書を閲覧して、必要に応じて取締役や執行役員、使用人にその説明を求めている。
(ロ)監査役は、会計監査人から会計監査の内容について説明を受けるとともに、情報交換を行うなど連携を図っている。
(ハ)監査役は、内部監査の監査室と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて監査室に調査を依頼する。
(ニ)代表取締役は、監査役と定期的な報告会を実施するとともに、監査役との意思の疎通を図っている。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① コンプライアンスに関する取組みとして、当社及び子会社の管理職に対してコンプライアンス意識の定着を図るための研修を継続して実施しております。

② 職務の執行が効率的に行われることに対する取組みとして、当社の取締役会を当事業年度は16回開催いたしました。そのうち毎月開催する定例取締役会では主な子会社の代表者から業務執行状況の報告を受けています。また、早朝会議を原則として週１回開催し、本部長クラスの取締役、執行役員からも業務執行状況の報告を受けています。

③ 業務の適正を確保するための取組みとして、当社の社長直轄の監査室が計画的に当社グループ各社の業務監査を実施し、法令や社内規則に則って適正に業務が行われているか監査しております。

④ 監査役の監査が実効的に行われることに対する取組みとして、当社の取締役会のほか、当社グループ各社の定期的な報告会議等に出席するとともに、稟議書類等業務執行に関する重要文書を閲覧し、必要に応じて取締役や執行役員、使用人に説明を求めています。また、代表取締役との意見交換会を定期的に実施しているほか、会計監査人及び監査室とも定期的に連絡会を開催しております。

(3) 反社会的勢力排除に向けた基本方針

当社は、第１項の企業理念のとおり、常に反社会的な個人、団体に対しては、特殊な取引、金銭の要求に応じないことはもちろん、一切の関係を遮断することを基本方針としております。

また、総務部を対応総括窓口として、大阪府企業防衛連合協議会に参画して、警察当局とも連携を保ち、必要に応じて情報交換を行っております。

(4) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

以上のご報告のうち、金額及び株数は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

（平成28年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**48,784**	**流動負債**	**35,568**
現金及び預金	7,807	支払手形及び買掛金	9,320
受取手形及び売掛金	24,050	電子記録債務	7,853
電子記録債権	225	短期借入金	9,005
たな卸資産	14,166	１年内返済予定の長期借入金	25
繰延税金資産	895	未払金	2,872
その他	1,887	未払法人税等	1,315
貸倒引当金	△248	未払消費税等	261
固定資産	**51,162**	賞与引当金	1,071
有形固定資産	**31,966**	役員賞与引当金	169
建物及び構築物	7,912	製品保証引当金	439
機械装置及び運搬具	2,566	その他	3,231
土地	18,633	**固定負債**	**12,662**
建設仮勘定	2,530	長期借入金	4,651
その他	322	繰延税金負債	2,906
無形固定資産	**6,121**	退職給付に係る負債	3,528
のれん	4,428	役員退職慰労引当金	107
商標権	823	再評価に係る繰延税金負債	543
ソフトウェア	625	その他	924
ソフトウエア仮勘定	33	**負債合計**	**48,230**
その他	211	（純資産の部）	
投資その他の資産	**13,074**	**株主資本**	**50,759**
投資有価証券	10,042	**資本金**	**4,746**
退職給付に係る資産	918	**資本剰余金**	**4,331**
繰延税金資産	440	**利益剰余金**	**43,176**
その他	1,685	**自己株式**	**△1,493**
貸倒引当金	△12	**その他の包括利益累計額**	**266**
		その他有価証券評価差額金	3,264
		繰延ヘッジ損益	△13
		土地再評価差額金	△2,604
		為替換算調整勘定	176
		退職給付に係る調整累計額	△556
		非支配株主持分	**690**
		純資産合計	**51,716**
資産合計	**99,947**	**負債純資産合計**	**99,947**

連結損益計算書

（自　平成27年４月１日
至　平成28年３月31日）

（単位：百万円）

科目	金	額
売上高		**68,574**
売上原価		**50,332**
売上総利益		**18,241**
販売費及び一般管理費		**10,723**
営業利益		**7,517**
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	176	
賃貸収入	82	
持分法による投資利益	228	
その他	276	763
営業外費用		
支払利息	68	
その他	89	158
経常利益		**8,123**
特別利益		
固定資産売却益	36	
補助金収入	190	226
特別損失		
固定資産除却損及び売却損	16	
固定資産圧縮損	139	
投資有価証券評価損	572	
関係会社株式売却損	600	
会員権評価損	3	
貸倒損失	82	1,416
税金等調整前当期純利益		**6,933**
法人税、住民税及び事業税	2,211	
法人税等調整額	71	2,282
当期純利益		**4,651**
非支配株主に帰属する当期純利益		113
親会社株主に帰属する当期純利益		**4,537**

連結株主資本等変動計算書

（自　平成27年４月１日
至　平成28年３月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成27年４月１日残高	4,746	4,331	38,810	△1,212	46,675
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△952		△952
親会社株主に帰属する当期純利益			4,537		4,537
自己株式の取得				△281	△281
自己株式の処分		0		0	0
土地再評価差額金の取崩			653		653
持分法の適用範囲の変動			127		127
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	－	0	4,365	△281	4,083
平成28年３月31日残高	4,746	4,331	43,176	△1,493	50,759

（単位：百万円）

	その他の包括利益累計額						非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
平成27年４月１日残高	3,868	△1	△1,980	508	△74	2,319	577	49,572
連結会計年度中の変動額								
剰余金の配当								△952
親会社株主に帰属する当期純利益								4,537
自己株式の取得								△281
自己株式の処分								0
土地再評価差額金の取崩								653
持分法の適用範囲の変動								127
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△603	△11	△624	△331	△482	△2,052	113	△1,939
連結会計年度中の変動額合計	△603	△11	△624	△331	△482	△2,052	113	2,144
平成28年３月31日残高	3,264	△13	△2,604	176	△556	266	690	51,716

連　結　注　記　表

＜連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等＞

1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 連結の範囲に関する事項
   (1) 連結子会社……15社
   株式会社モリタ、モリタ宮田工業株式会社、株式会社モリタ環境テック、株式会社モリタエコノス、株式会社モリタテクノス、BRONTO SKYLIFT OY AB、株式会社北海道モリタ、その他８社
   当連結会計年度より、BRONTO SKYLIFT OY AB及び、その子会社であるBRONTO SKYLIFT AKTIEBOLAG、BRONTO SKYLIFT AG、BRONTO SKYLIFT DEUTSCHLAND Gmbh、BRONTO SKYLIFT, INC.、BRONTON KIINTEISTÖT KYの５社を連結の範囲に含めております。なお、みなし取得日をBRONTO SKYLIFT OY AB及びその子会社５社の決算日である平成27年12月31日とし、貸借対照表のみを連結しております。
   (2) 主要な非連結子会社名
   康鴻森田（香港）有限公司
   非連結子会社の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。
3. 持分法の適用に関する事項
   (1) 持分法を適用した関連会社の数……３社
   株式会社ミヤタサイクル、株式会社モリタ東洋、南京晨光森田環保科技有限公司
   上海金盾特種車輛装備有限公司は重要性が乏しくなったため、第１四半期連結会計期間より持分法適用の範囲から除外しております。なお、第２四半期連結会計期間において、同社の全持分を売却したため、当社の関連会社に該当しないこととなりました。
   第３四半期連結会計期間において、当社が間接的に25%の持分を保有していた四川森田消防装備製造有限公司の全持分を売却しております。これに伴い、持分法適用の範囲から除外しております。
   (2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社
   鹿児島森田ポンプ株式会社、康鴻森田（香港）有限公司、Morita KME U.S.,LLC
   その他５社
   持分法非適用会社は、それぞれ連結純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法適用の範囲から除外しております。
4. 持分法の適用の手続きについて特に記載する必要があると認められる事項
   持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる南京晨光森田環保科技有限公司については、同社の事業年度に係る計算書類を使用しております。株式会社モリタ東洋については、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

5. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、BRONTO SKYLIFT OY AB及びその子会社５社の決算日は12月31日であります。連結決算日との差異は３か月以内であるため、当該連結子会社の事業年度に係る計算書類を基礎として連結を行っております。ただし、連結決算日までの間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

6. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……移動平均法による原価法

② たな卸資産

評価基準　原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）

評価方法　製品及び仕掛品……主として個別法

原材料……主として移動平均法

貯蔵品……最終仕入原価法

③ デリバティブ　時価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。なお耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

④ 長期前払費用

期間内均等償却を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当連結会計年度末における支給見込額を計上しております。

③　役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当連結会計年度末における支給見込額を計上しております。

④　製品保証引当金

販売済み製品についてのアフターサービス費用及び無償修理費の支出に備えるため、過去の実績に基づいて必要額を計上しております。

⑤　役員退職慰労引当金

一部の連結子会社は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

①　収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

・工事の進行途上においても、その進捗部分について成果の確実性が認められる場合

工事進行基準によっております。

・上記の要件を満たさない場合

工事完成基準によっております。

・決算日における工事進捗度の見積方法

工事進行基準における原価比例法

②　重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっており、振当処理の要件を満たしている為替予約については、振当処理によっております。また、一体処理（特例処理、振当処理）の要件を満たしている金利通貨スワップについては、一体処理によっております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……金利スワップ、為替予約、金利通貨スワップ

ヘッジ対象……借入金の利息、外貨建債権債務等、外貨建借入金及び利息

ヘッジ方針

当社グループの内部規程に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジするためにデリバティブ取引を行っております。

ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の間に高い相関関係があることを確認し、有効性の評価方法としております。

③　退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。当連結会計年度末における年金資産が、退職給付債務の額を超過する場合には、投資その他の資産「退職給付に係る資産」に計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。ただし、一部の連結子会社においては定率法を採用しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。ただし、一部の連結子会社においては定率法を採用しております。

なお、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

④　重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円価に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、各社の決算日の直物為替相場により円価に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円価に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

⑤　のれんの償却に関する事項

のれんは10年間で均等償却しております。ただし、金額が僅少の場合は、発生年度に全額償却する方法によっております。

⑥　消費税等の会計処理

消費税等の会計処理方法は、税抜方式によっております。

＜会計方針の変更に関する注記＞

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成25年９月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号　平成25年９月13日。以下「連結会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第７号　平成25年９月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を、当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更いたしました。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更いたします。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58―２項（４）、連結会計基準第44―５項（４）及び事業分離等会計基準第57―４項（４）に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

この結果、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ309百万円減少しております。

また、１株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

＜連結貸借対照表に関する注記＞

1. 有形固定資産の減価償却累計額　22,891百万円
2. 企業立地投資奨励金等による圧縮記帳額　139百万円
3. 保証債務

次の会社に対して、債務保証を行っております。

銀行借入金

㈱ＭＴＳエンジニアリング　300百万円

履行保証等

康鴻森田（香港）有限公司　58百万円

4. 土地の再評価に関する法律（平成10年３月31日公布法律第34号）に基づき事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

・再評価の方法……土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第３号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算出しております。

・再評価を行った年月…平成14年３月31日

・再評価を行った土地の当期末の時価の合計額が当該再評価後の帳簿価額を下回る金額…1,213百万円

＜連結株主資本等変動計算書に関する注記＞

1. 当連結会計年度末日における発行済株式の数　普通株式　46,918,542株
2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年６月26日定時株主総会	普通株式	500	11.00	平成27年３月31日	平成27年６月29日
平成27年10月30日取締役会	普通株式	452	10.00	平成27年９月30日	平成27年12月１日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年６月29日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	452	10.00	平成28年３月31日	平成28年６月30日

＜金融商品に関する注記＞

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金、設備投資資金及び企業買収資金であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。なお、デリバティブ取引は内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年３月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額(*1)	時価(*1)	差額
(1) 現金及び預金	7,807	7,807	－
(2) 受取手形及び売掛金	24,050	24,027	△22
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	9,486	9,486	－
(4) 支払手形及び買掛金	(9,320)	(9,320)	－
(5) 電子記録債務	(7,853)	(7,853)	－
(6) 短期借入金	(9,005)	(9,005)	－
(7) 長期借入金(*2)	(4,677)	(4,709)	△32
(8) デリバティブ取引	(18)	(18)	－

(*1) 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

(*2) １年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めて表示しております。

(注１) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに債権額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値によっております。

(3) 投資有価証券

投資有価証券の時価については、株式は取引所の価格によっております。

(4) 支払手形及び買掛金、(5) 電子記録債務、(6) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており（下記(8)参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

(8) デリバティブ取引

金利スワップの特例処理及び金利通貨スワップの一体処理（特例処理、振当処理）によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。（上記(7)参照）また、為替予約の振当処理によるものは、売掛金及び買掛金と一体として処理されているため、その時価は、当該売掛金及び買掛金の時価に含めて記載しております。（上記(2)、(4)参照）

（注２） 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

（単位：百万円）

区分	平成28年３月31日
非上場株式	203
非連結子会社株式及び関連会社株式	352

上記については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券　その他有価証券」には含めておりません。

＜賃貸等不動産に関する注記＞

重要な賃貸等不動産がないため、注記は省略しております。

＜１株当たり情報に関する注記＞

1. １株当たり純資産額　1,127円89銭
2. １株当たり当期純利益（期中平均株式数による）　100円18銭

（注）「会計方針の変更」に記載のとおり、企業結合会計基準等を適用しております。この結果、当連結会計年度の１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益金額はそれぞれ、6円83銭及び6円82銭減少しております。

＜重要な後発事象に関する注記＞

多額な資金の借入

当社は、BRONTO SKYLIFT OY ABの買収資金として調達した短期借入金の借り換えとして、平成28年２月19日開催の取締役会決議に基づき、平成28年３月31日付けで金銭消費貸借契約を締結し、平成28年４月28日に実行しております。契約の概要は以下のとおりです。

① 借入先	㈱みずほ銀行を主幹事とする銀行団
② 借入金額	97億円
③ 借入利率	基準金利+スプレッド
④ 借入実行日	平成28年４月28日
⑤ 最終返済期日	平成35年３月31日
⑥ 返済方法	分割及び期日一括
⑦ 担保提供資産の有無	無
⑧ 財務制限条項	有

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年５月23日

株式会社 モリタホールディングス
取 締 役 会　御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　柳　　承　煥　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　沖　　聡　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社モリタホールディングスの平成27年４月１日から平成28年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社モリタホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

貸借対照表

（平成28年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**8,865**	**流動負債**	**12,775**
現金及び預金	2,894	電子記録債務	17
前払費用	13	短期借入金	8,700
短期貸付金	4,856	リース債務	4
繰延税金資産	78	未払金	1,097
未収法人税等	508	未払費用	109
その他	514	未払法人税等	90
固定資産	**46,834**	未払消費税等	97
有形固定資産	**21,962**	預り金	2,552
建物	5,619	賞与引当金	73
構築物	413	役員賞与引当金	26
機械装置	435	その他	6
車両運搬具	0	**固定負債**	**6,052**
工具、器具及び備品	92	長期借入金	4,600
土地	13,808	リース債務	5
リース資産	9	預り保証金	133
建設仮勘定	1,584	繰延税金負債	596
無形固定資産	**277**	退職給付引当金	159
ソフトウェア	235	再評価に係る繰延税金負債	543
ソフトウェア仮勘定	33	その他	14
その他	7	**負債合計**	**18,828**
投資その他の資産	**24,593**	（純資産の部）	
投資有価証券	4,849	**株主資本**	**38,549**
関係会社株式	19,249	**資本金**	**4,746**
前払年金費用	103	**資本剰余金**	**4,331**
その他	391	資本準備金	1,638
貸倒引当金	△1	その他資本剰余金	2,692
		利益剰余金	**31,032**
		利益準備金	1,234
		その他利益剰余金	29,797
		配当準備積立金	1,000
		固定資産圧縮積立金	1,276
		別途積立金	23,039
		繰越利益剰余金	4,481
		自己株式	**△1,560**
		評価・換算差額等	**△1,677**
		その他有価証券評価差額金	926
		土地再評価差額金	△2,604
		純資産合計	**36,871**
資産合計	**55,700**	**負債純資産合計**	**55,700**

損　益　計　算　書

（自　平成27年４月１日
　至　平成28年３月31日）

（単位：百万円）

科目	金	額
営業収益		**5,984**
営業費用		**2,599**
営業利益		**3,385**
営業外収益		
受取利息	98	
受取配当金	118	
その他	162	379
営業外費用		
支払利息	66	
その他	55	121
経常利益		**3,643**
特別利益		
固定資産売却益	34	
関係会社株式売却益	363	398
特別損失		
固定資産除却損及び売却損	7	
会員権評価損	3	
投資有価証券評価損	322	333
税引前当期純利益		**3,708**
法人税、住民税及び事業税	241	
法人税等調整額	△68	172
当期純利益		**3,535**

株主資本等変動計算書

（自　平成27年４月１日
至　平成28年３月31日）

（単位：百万円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計
						配当準備積立金	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
平成27年４月１日残高	4,746	1,638	2,692	4,331	1,234	1,000	1,053	21,039	3,469	27,796
事業年度中の変動額										
剰余金の配当									△952	△952
当期純利益									3,535	3,535
固定資産圧縮積立金の積立							250		△250	－
固定資産圧縮積立金の取崩							△57		57	－
税率変更による積立金の調整額							30		△30	－
別途積立金の積立								2,000	△2,000	－
自己株式の取得										
自己株式の処分			0	0						
土地再評価差額金の取崩									653	653
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）										
事業年度中の変動額合計	－	－	0	0	－	－	223	2,000	1,012	3,235
平成28年３月31日残高	4,746	1,638	2,692	4,331	1,234	1,000	1,276	23,039	4,481	31,032

（単位：百万円）

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成27年４月１日残高	△1,278	35,595	1,493	△1,980	△486	35,108
事業年度中の変動額						
剰余金の配当		△952				△952
当期純利益		3,535				3,535
固定資産圧縮積立金の積立		－				－
固定資産圧縮積立金の取崩		－				－
税率変更による積立金の調整額		－				－
別途積立金の積立		－				－
自己株式の取得	△281	△281				△281
自己株式の処分	0	0				0
土地再評価差額金の取崩		653				653
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）			△566	△624	△1,190	△1,190
事業年度中の変動額合計	△281	2,954	△566	△624	△1,190	1,763
平成28年３月31日残高	△1,560	38,549	926	△2,604	△1,677	36,871

個　別　注　記　表

＜重要な会計方針に係る事項に関する注記＞

1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 資産の評価基準及び評価方法
   (1) 有価証券
   子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法
   その他有価証券
   時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法
   (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
   時価のないもの……移動平均法による原価法
   (2) デリバティブ　時価法
3. 固定資産の減価償却の方法
   (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
   定率法を採用しております。なお耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。
   (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
   定額法を採用しております。なお耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。
   (3) リース資産
   所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
   リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
   (4) 長期前払費用
   期間内均等償却を採用しております。
4. 引当金の計上基準
   (1) 貸倒引当金
   債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
   なお、当事業年度末において、一般債権については貸倒実績率がゼロのため、貸倒引当金の繰入を行っておりません。
   (2) 賞与引当金
   従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当事業年度末における支給見込額を計上しております。
   (3) 役員賞与引当金
   役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当事業年度末における支給見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を発生の翌事業年度から費用処理しております。

なお、当事業年度末における年金資産が、退職給付債務から数理計算上の差異等を控除した額を超過する場合には、投資その他の資産「前払年金費用」に計上しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. ヘッジ会計の処理方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理によっており、振当処理の要件を満たしている為替予約については、振当処理によっております。また、一体処理（特例処理、振当処理）の要件を満たしている金利通貨スワップについては、一体処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……金利スワップ、為替予約、金利通貨スワップ

ヘッジ対象……借入金の利息、外貨建債権債務等、外貨建借入金及び利息

(3) ヘッジ方針

当社の内部規程に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジするためにデリバティブ取引を行っております。

(4) ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の間に高い相関関係があることを確認し、有効性の評価方法としております。

7. 消費税等の処理方法

消費税等の会計処理方法は、税抜方式によっております。

＜会計方針の変更に関する注記＞

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成25年９月13日。以下「企業結合会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第７号　平成25年９月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を、当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更いたしました。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の計算書類に反映させる方法に変更いたします。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－２項（４）及び事業分離等会計基準第57－４項（４）に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当事業年度において、計算書類及び１株当たり情報に与える影響額はありません。

＜貸借対照表に関する注記＞

1. 有形固定資産の減価償却累計額　9,793 百万円
2. 保証債務

次の会社に対して、債務保証を行っております。

銀行借入金	
BRONTO SKYLIFT OY AB	324 百万円
履行保証等	
BRONTO SKYLIFT OY AB	1,401 百万円
康鴻森田（香港）有限公司	58 百万円

3. 関係会社に対する金銭債権・金銭債務

短期金銭債権	5,245 百万円
短期金銭債務	2,555 百万円

4. 土地の再評価に関する法律（平成10年３月31日公布法律第34号）に基づき事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

・再評価の方法…… 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第３号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算出しております。

・再評価を行った年月…… 平成14年３月31日

・再評価を行った土地の当期末の時価の合計額が当該再評価後の帳簿価額を下回る金額
……1,213百万円

＜損益計算書に関する注記＞

関係会社との取引高	営業収益	5,984 百万円
	営業費用	13 百万円
	営業取引以外の取引高	127 百万円

＜株主資本等変動計算書に関する注記＞

当事業年度末日における自己株式の数	普通株式	1,678,115 株

＜税効果会計に関する注記＞

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（繰延税金資産）

賞与引当金	22 百万円
退職給付引当金	124
役員退職慰労引当金（長期未払金）	4
償却限度超過額	65
投資有価証券評価損	57
会員権評価損	25
関係会社株式評価損	35
減損損失	370
土地再評価に係る繰延税金資産	1,173
その他	47
繰延税金資産小計	1,927
評価性引当額	△1,443
繰延税金資産合計	484

（繰延税金負債）

前払年金費用	△31
その他有価証券評価差額金	△408
固定資産圧縮積立金	△562
土地再評価に係る繰延税金負債	△543
繰延税金負債合計	△1,546
繰延税金資産の純額	△1,061

＜関連当事者との取引に関する注記＞

当社の子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金（百万円）	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
子会社	㈱モリタ	兵庫県三田市	1,000	消防車の製造、販売	（所有）直接100.0	経営指導、不動産の賃貸、資金貸借関係、役員の兼任	経営指導料	1,058	未収入金	94
							不動産賃貸収入	547	未収入金	49
							資金の貸付	500	短期貸付金	400
							利息の受取	49	—	—
	モリタ宮田工業㈱	神奈川県茅ヶ崎市	100	消火器、消火設備等の製造、販売	（所有）直接100.0	経営指導、不動産の賃貸、資金貸借関係、役員の兼任	資金の貸付	1,700	短期貸付金	3,890
							利息の受取	42	—	—
	㈱モリタ環境テック	千葉県船橋市	100	環境機器の製造、販売及び環境プラントの設計、施工	（所有）直接100.0	経営指導、不動産の賃貸、資金貸借関係、役員の兼任	資金の受入	600	預り金	600
							利息の支払	0	—	—
	㈱モリタテクノス	兵庫県三田市	100	消防車のオーバーホール	（所有）直接100.0	経営指導、不動産の賃貸、資金貸借関係、役員の兼任	資金の受入	50	預り金	1,050
							利息の支払	3	—	—
	BRONTO SKYLIFT OY AB	フィンランド共和国タンペレ市	1,555千ユーロ	屈折はしご付消防車及び高所作業車の製造、販売	（所有）直接100.0	経営指導、債務保証、役員の兼任	債務保証	1,726	—	—

（注）1. 取引金額については消費税等を除いて表示しており、期末残高については消費税等を含めて表示しております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方法等

・経営指導料につきましては、当社より提示した料率に基づいた金額を契約により決定しております。

・不動産賃貸収入につきましては、近隣の取引実勢に基づいて賃貸料金額を決定しております。

・資金の貸付・受入に関しては、短期での反復取引の為、取引金額は前事業年度末時点との差引金額を表示しております。また、金利につきましては、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

3. BRONTO SKYLIFT OY ABの借入金、履行保証等について、債務保証を行っております。

＜１株当たり情報に関する注記＞

1.　１株当たり純資産額	815円02銭
2.　１株当たり当期純利益（期中平均株式数による）	78円06銭

＜重要な後発事象に関する注記＞

多額な資金の借入

当社は、BRONTO SKYLIFT OY ABの買収資金として調達した短期借入金の借り換えとして、平成28年２月19日開催の取締役会決議に基づき、平成28年３月31日付けで金銭消費貸借契約を締結し、平成28年４月28日に実行しております。契約の概要は以下のとおりです。

① 借入先	㈱みずほ銀行を主幹事とする銀行団
② 借入金額	97億円
③ 借入利率	基準金利+スプレッド
④ 借入実行日	平成28年４月28日
⑤ 最終返済期日	平成35年３月31日
⑥ 返済方法	分割及び期日一括
⑦ 担保提供資産の有無	無
⑧ 財務制限条項	有

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年５月23日

株式会社 モリタホールディングス
取 締 役 会　御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　柳　　承　煥　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　沖　　聡　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社モリタホールディングスの平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第83期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書 謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第83期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（１）監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（２）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

（１）事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（２）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（３）連結計算書類の監査結果

会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年５月24日

株式会社モリタホールディングス　監査役会

常勤監査役　浅　田　栄　治㊞

常勤監査役　佐々木　　純㊞

常勤監査役（社外監査役）　高　野　祐　介㊞

監査役（社外監査役）　太　田　　将㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元につきましては、「会社は株主のもの」という視点に立ち、財務体質と企業基盤の強化を図りつつ、「安定的な配当の継続及び向上」を基本方針としてまいりました。

このような方針に基づき当期の剰余金の処分に関しては、以下のとおりといたしたいと存じます。

１．期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類
金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式１株につき　10円
総額　452,404,270円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成28年６月30日（木曜日）

２．その他剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目及びその額
別途積立金　　3,000,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額
繰越利益剰余金　　3,000,000,000円

第２号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

(1) 代表取締役の機能と責任の明確化を図るため、取締役会において代表取締役の中から最高経営責任者（CEO)を選定することができる旨を追加するものであります。

(2) 取締役及び監査役がその期待される役割を十分に発揮できるように、取締役会の決議によって法令の定める範囲内で責任を免除することを可能とする旨の規定を追加(変更案第20条第１項及び変更案第29条第１項)するものであります。

また、適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)及び監査役と責任限定契約を締結できる旨の規定を追加(変更案第20条第２項及び変更案第29条第２項)するものであります。

なお、変更案第20条(取締役の責任免除等)の新設については、各監査役の同意を得ております。

(3) 機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第459条第１項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことを可能にするため現行定款第31条（剰余金の配当）を変更するとともに、条文の追加及び内容が重複する現行定款第32条（自己株式の取得）の削除を行うものであります。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。　　（下線は変更部分）

現　行　定　款	変　　更　　案
（代表取締役及び役付取締役）	（代表取締役、役付取締役及び最高経営責任者）
第 19 条　（条文省略）	第 19 条　（現行どおり）
２．（条文省略）	２．（現行どおり）
（新　　設）	３．取締役会の決議をもって、代表取締役中より最高経営責任者(CEO) １名を選定することができる。
（新　　設）	（取締役の責任免除等）
	第 20 条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、同法第423条第１項の取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
	２．当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間に、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。

現　行　定　款	変　　更　　案
第 20 条 　～　　（条文省略） 第 27 条	第 21 条 　～　　（現行どおり） 第 28 条
（新　　設）	(監査役の責任免除等) 第 29 条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、同法第423条第１項の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ２．当会社は、会社法第427条第１項の規定により、監査役との間に、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。
第 28 条 　～　　（条文省略） 第 30 条	第 30 条 　～　　（現行どおり） 第 32 条
(剰余金の配当) 第 31 条　株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。	(剰余金の配当等の決定機関) 第 33 条　当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

現　行　定　款	変　　更　　案
２．前項のほか、取締役会の決議により、毎年９月30日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。	（削　　除）
（新　　設）	(剰余金の配当の基準日) 第 34 条　当会社の期末配当の基準日は毎年３月31日とする。 ２．当会社の中間配当の基準日は毎年９月30日とする。 ３．前２項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。
(自己株式の取得) 第 32 条　取締役会の決議により市場取引等による自己株式の取得を行うことができる。	（削　　除）
第 33 条　（条文省略）	第 35 条　（現行どおり）

第３号議案　取締役５名選任の件

取締役 中島正博、尾形和美、前畠幸広、川口和三、松尾徹の５氏は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役５名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	なかじま　まさひろ 中島　正博 （昭和25年２月３日生）	昭和47年３月　当社入社 平成15年４月　当社執行役員 平成16年６月　当社取締役 平成18年６月　当社代表取締役社長 平成20年10月　㈱モリタ代表取締役社長 平成27年６月　㈱モリタエコノス代表取締役会長（現在） 平成27年６月　㈱モリタテクノス代表取締役会長（現在） 平成27年６月　㈱モリタ代表取締役会長（現在） 平成27年６月　当社代表取締役会長（現在） 平成28年２月　BRONTO SKYLIFT OY AB 取締役会議長（現在） ［重要な兼職の状況］ ㈱モリタ代表取締役会長 ㈱モリタエコノス代表取締役会長 ㈱モリタテクノス代表取締役会長 BRONTO SKYLIFT OY AB 取締役会議長	126,300株
2	おがたかずみ 尾形和美 （昭和35年２月３日生）	昭和57年４月　当社入社 平成23年４月　㈱モリタ執行役員、営業統括本部事業統括部長 平成25年６月　同社取締役、営業統括本部　事業統括部長 平成27年６月　同社代表取締役社長（現在） 平成27年６月　当社代表取締役社長（現在） ［重要な兼職の状況］ ㈱モリタ代表取締役社長	11,300株
3	まえはたゆきひろ 前畠幸広 （昭和25年８月22日生）	昭和48年３月　当社入社 平成15年４月　当社執行役員 平成15年６月　当社取締役 平成16年６月　当社常務取締役 平成20年10月　㈱モリタ常務取締役 平成23年４月　同社専務取締役 平成23年６月　同社代表取締役専務 平成23年６月　当社取締役（現在） 平成27年６月　㈱モリタ代表取締役副社長（現在） ［重要な兼職の状況］ ㈱モリタ代表取締役副社長	55,100株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4	松尾（まつお） 徹（とおる） （昭和24年11月19日生）	昭和47年４月 ㈱読売新聞大阪本社入社 平成21年６月 同社取締役 平成22年６月 同社常務取締役 平成24年６月 同社専務取締役 平成26年６月 同社総務経理局顧問（現在） 平成27年６月 讀賣テレビ放送㈱顧問（現在） 平成27年６月 当社取締役（現在）	800株
5	磯田（いそだ） 光男（みつお） （昭和45年１月７日生）	平成７年４月 弁護士登録（大阪弁護士会） 平成７年４月 三宅合同法律事務所（現 弁護士法人三宅法律事務所） 入所 平成13年６月 ハーバード・ロースクールLL.M.課程修了 平成13年８月 ビルズベリー・ウィンスロップ法律事務所ニューヨーク・オフィスにて研修 平成14年２月 ニューヨーク州弁護士登録 平成14年７月 弁護士法人三宅法律事務所パートナー（現在） 平成16年４月 同志社大学法科大学院講師（～平成24年３月） 平成26年６月 ㈱長谷工コーポレーション社外監査役（現在） ［重要な兼職の状況］ 弁護士法人三宅法律事務所パートナー ㈱長谷工コーポレーション社外監査役	0株

（注）1. 各取締役候補者と会社との間には特別の利害関係はありません。
2. 松尾徹、磯田光男の両氏は、社外取締役候補者であり、㈱東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員の候補者であります。
3. 候補者 松尾徹氏につきましては、報道機関で培われた豊富な経験及び幅広い見識等を当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって１年となります。
4. 候補者 磯田光男氏につきましては、直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士として法令についての高度な専門的見地から、当社の経営に独立性と透明性の高い監視機能を発揮していただけるものと判断し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。
5. 当社は、社外取締役候補者である松尾徹、磯田光男の両氏の選任が承認された場合、第２号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件として、両氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定です。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額といたします。

第４号議案　取締役及び監査役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、平成22年６月29日開催の第77回定時株主総会において年額204百万円(うち社外取締役10百万円)以内として、また、当社の監査役の報酬額は年額48百万円以内として、それぞれご承認いただき現在に至っております。

このたび、当社の経営体制の強化および諸般の状況を慎重に検討した結果、取締役の報酬額を年額230百万円(うち社外取締役30百万円)以内、監査役の報酬額は60百万円以内に改定することといたしたく、お願いするものであります。

なお、取締役の報酬には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分としての給与は含まれないものといたします。

また、現在の取締役の員数は５名(うち社外取締役は２名)、監査役の員数は４名でありますが、第３号議案が原案どおりご承認いただいた場合、引き続き取締役の員数は５名(うち社外取締役は２名)となります。

以　上

株主総会会場ご案内略図

大阪市中央区南船場４－３－２御堂筋ＭＩＤビル３階
ＴＫＰ大阪心斎橋カンファレンスセンター



●地下鉄「心斎橋駅」３号出口から徒歩約２分
会場入口は「南船場３」交差点から西に約20m進んだ所にございます。

（当会場には、駐車場、駐輪場がございませんので、
あしからずご了承くださいますようお願い申しあげます。）